

松江市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収及び支出に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 5 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 一般財団法人 地域総合整備財団
住所又は事務所の所在地 東京都千代田区麴町 4 - 8 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
 - (1) 地域総合整備資金貸付に係る貸付実行
 - (2) 地域総合整備資金貸付に係る元利償還金
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日